

ここが聞きたい



佐藤 勇 (市民創風)

市の森林・林業の施策について

伐期を迎えた森林への対応と再造林の状況は。

市では、樹齢50年の人工林については皆伐再造林を推進している。

民有林の再造林率は令和元年度で約29%であり、所有者の経費の面で進まない状況だが、県が主催する「再造林対策プロジェクトチーム」に参加し、低コスト造林と伐採後の植栽を促進していく。

林業専用道路の開設について。

矢島地域中具嶮地区の道路整備は、立石部落会長より要望を受けている。当路線は、計画幅員3・5m、延長2500mの事業量であり、県が事業主体となる林業専用道での整備の可能性など県と協議を進めている。

市の文化財行政について

歴史資料館建設について。

各地域の資料館や美術館は、築25年以上経過も多く、特にも本荘郷土資料館は築38年で老朽化も進み収蔵庫も飽和状態である。そのため平成27年に「検討委員会」を設置し「埋蔵文化財センター機能を有する資料館などの施設整備検討に向かうべき」との意見を基に、昨年「歴史文化拠点施設整備検討委員会」を設置し、施設整備基本方針の策定に向け協議を進めている。



老朽化が進む本荘郷土資料館



岡見善人 (無所属)

解雇や雇い止めの状況とその対応策

新型コロナウイルス感染症による解雇・雇い止めの状況は。また、影響を受けた勤労者に対する給付や融資など、そこに働く方への様々な支援が必要ではないか。

市では秋田市に勤務している方を含め39名の解雇・雇い止めの状況と伺っている。

市では今後、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに長期化することにも想定し、引き続き効果的な事業者支援策や事業継続の下支えとともに、勤労者に対する支援についても全力で取り組んでいく。

光ファイバ未整備地域の整備方針とそれに関連する事業への影響は。

大内、東由利、松ヶ崎、石沢地区など光ファイバの未整備地域の整備方針は。

光ファイバ未整備地域の整備方針とそれに関連する事業への影響は。大内、東由利、松ヶ崎、石沢地区など光ファイバの未整備地域の整備方針は。

また、これによりCATV事業への影響も想定されるが。N T Tが主体となる「民設民営」方式により整備するが、これにより長年の悲願であった市内全域での光サービスの提供が実現する。また、CATV事業のインターネット接続事業については、収支の悪化も見据え、事業の廃止も視野に入れ、あり方を検討する。

オンライン・リモート学習の促進を

オンライン学習はコロナ禍に限らず、自然災害時の対応や、新たな学習支援にもつながる可能性を秘めた、重要なツールである。今後、社会基盤としての通信環境の進展などにも注視しながら、県の事業も活用するとともに教育委員会と学校が十分に連携し、進めていく。

オンライン学習はコロナ禍に限らず、自然災害時の対応や、新たな学習支援にもつながる可能性を秘めた、重要なツールである。今後、社会基盤としての通信環境の進展などにも注視しながら、県の事業も活用するとともに教育委員会と学校が十分に連携し、進めていく。



議会日誌

(7/1~9/30)

Table of council activities from July to September, including committee meetings and general assemblies.

議長公務(主なもの)

Table of council president's official duties, such as citizen meetings and disaster prevention training.

議長交際費

Table showing council president's entertainment expenses for July, August, and September.

議長公務・交際費の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

市議会からのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、傍聴の際には手指消毒、マスクの着用、体温の計測についてご協力ください。



令和2年 議会報告会「市民と語る会」中止のお知らせ

市議会では、地域の皆さまより市政や市議会に対するご意見などを聞く機会として、毎年春季に議会報告会「市民と語る会」を開催しています。今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を延期しておりましたが、中止することといたしました。

議会を見よう!知ろう!

次の定例会は11/30~12/18。本会議でどんなことがどのように話し合われているのか、様々な手段で知ることができます。

- ★議会を傍聴!ライブで!
★ケーブルテレビで生中継
★会議録で読む

市議会カレンダー

12月定例会の予定

Calendar for December council sessions, highlighting the 20th session on November 20th.

議会の予定は変更になる場合があります。詳細は議会事務局までお問い合わせください。(TEL24-6386)

第三セクター調査特別委員会中間報告



市議会では、令和2年6月30日の臨時議会において、7名の委員による「第三セクターに係る調査特別委員会」を設置。「第三セクターの自主性を最大限引き出す」をテーマに調査検討を行って参りました。

その、前期調査活動と結果について、9月18日日本会議において、次の4つの項目にわたる市当局への提言を盛り込んだ中間報告を行いました。

- ① 第三セクター全般に係る
共通事項についての提言
- ② 前期審査対象第三セクター
4社に係る提言
- ③ さらなる人口減少を視野に
入れた経営基盤の強化に
ついて
- ④ 秋田県や合併前の旧町との
申し合わせ事項などについて

この中より「①第三セクター全般に係る共通事項についての提言」を掲載いたします。

第三セクター全般に係る 共通事項についての提言

- (1) 指定管理の基本要素である
設置条例の見直しについて
指定管理者制度においては、施設の設置の根拠、管理の方法については自治体の条例に基づいて行うとされておりますが、条例の制定時と現況の事業などに齟齬が生じているものもあることから、設立の意義などに立ち返り条例を見直しすること。

- ② 第三セクター設立の趣旨である「住民の暮らしを支える事業」を「効果的かつ効率的」に達成する目的や、「地域振興等」の観点において、より柔軟な発想で条例の趣旨の達成が求められることから、「民間でできるものは民間で」の原則に従い譲渡などにより活性化を図ること。

- (2) 指定管理料などの見える化、
ガイドラインの制定について
指定管理は「公共性・公益性」において住民福祉の向上が基本で

あり、その施設の維持管理及び運営を主たる目的としての設立が原点ですが、実際には「公共性・公益性」など条例の趣旨を超え、民間企業と同種の事業経営を行っているのが実態であり、その境が見えない状況にあります。

この事業形態が、委託者である市と受託者である事業者双方の責任の所在を曖昧にし、緊張感に欠ける一要因であることから、責任の所在を明らかにし、事業発展に資するために次の八つの点を踏まえたガイドラインの制定を求めるものです。

- ① 市は最大株主として、事業者自らが経営努力を使命とし、その手腕を発揮させるようにするために、事業者のやる気・意欲・目的意識を堅持し継続させることが「事業者にとつての適正な利益」につながることを基本的な考え方とする。
- ② 第三セクターの経営責任者は原則常勤とし、民間の経営ノウハウを有し、結果責任を含め経営に関する全体的な責任を負うことのできる人材を登用する。また、経営規模に見

合った必要最小限の人員で業務を行うとともに、職員の人材育成の充実を図り、シンプルで有機的な組織形態になるよう支援を図る。

- ③ 指定管理者制度をさらに活性化させるには、「企業は利益を上げて社会に貢献することが基本」との観点から、「社内留保」については「市民の満足度を高める」ことを原則に許容すると共に、指定管理料の「見える化」を図る。

- ④ 光熱水費については、地域の気候や施設規模、社会経済環境の変化などによる影響が大ききことから、指定管理料に占める光熱水費を精算制にすることを検討する。

- ⑤ 指定管理業務の収支を明確に把握する意味で、利益と一般管理費、間接経費の明確な資料を作成し、前述④の影響回避に努めることを条件に、補助金、委託料、指定管理料などを問わず事業者の財政負担の適正化を図ることを明記する。

- ⑥ 第三セクターによっては、「公共性・公益性」の趣旨を超え民間企業と同種の経営形態もあり、条例の趣旨に従い柔軟な発想で、達成可能な事業などについては「民間ができるものは民間に」の原則に従い、自立経営や譲渡などにより活性化を図ることを基本的考え方とする。

- ⑦ 地域経済全体に影響を及ぼす新型コロナウイルス禍などの非常事態においては、その経営実態の把握に努めるとともに、逼迫する事業への支援は「市民生活を支える」という第三セクターの設置意義に係る事業を念頭に十分に精査し行うこと。

- ⑧ 第三セクターの経営責任の重要な部分は、実態として市が負うことになることから、事業の解散などに係る重要な手続きについても明記すること。

(3) フォロアップによる

支援体制の強化について

現在、第三セクターに係る市の所管は、総務部、農林水産部、商

工観光部及び各総合支所となっております。

市の行政目的である「住民の暮らしを支える事業」を「効果的かつ効率的」に達成するために、設立された法人の最も重要視すべきことは「迅速な経営判断」です。

これに対応するために、指定管理を行うっている施設の修繕への対応や経営にかかる「報告・連絡・相談」などを受ける市の窓口をワンストップ化し、支援体制を整備すること。

(4) 委託業務の見直しについて

第三セクターに委託業務を追加する手法が散見され、「住民の暮らしを支える事業」の意義が、雇用対策へと代わり、そのことが目的化されている感がします。また、業務の煩雑化により経営の一体性に欠けるなどの弊害もあり、委託業務などの見直しを検討すること。

(5) 取締役会の充実と

人材育成について

第三セクターは、行政が有している公共性と民間が有している効率性・機動性、双方の利点を共有することで住民福祉の向上に資するため設立された法人ですが、

責任ある経営者の不在により企業としての使命である研鑽や情報収集、人材育成などの企業努力の低下が見られます。

このことから、市は最大株主として、取締役会と連携し、機能充実や人材育成に努めること。

※ 報告書全文については市ホームページに掲載しております。



特別委員会の現地調査の様子(天鷲ワイン城)

